

輸入食品に対する検査命令の実施について(中国産そば)

以下のとおり輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
中国産そば(粉を含む。)	メタミドホス	検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産そばから残留基準値を超えてメタミドホスを検出したため検査命令を実施するもの。

* 殺虫剤

<参考1>

中国産そばのメタミドホスに係る違反事例

1. 品名:そば

輸入者:中央貿易株式会社

届出数量及び重量:400袋、20,000kg

検査結果:メタミドホス 0.02ppm (基準値:0.01ppm)

届出先:横浜検疫所

違反確定日:平成18年11月13日

措置状況:全量保管中

2. 品名:そば

輸入者:太洋物産株式会社

届出数量及び重量:800袋、40,000kg

検査結果:メタミドホス 0.02ppm (基準値:0.01ppm)

届出先:横浜検疫所

違反確定日:平成18年12月26日

措置状況:全量保管中

<参考2>

中国産そばの輸入実績

平成18年1月1日~12月25日:速報値

品目	届出件数	届出重量(kg)	検査件数	違反件数
そば	881	83,555,618	143	2
そば粉	39	624,499	3	0

* 検査件数は残留農薬に係る件数、違反件数はメタミドホスに係る件数